

議案第21号

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市印鑑条例の一部を改正する条例

磐田市印鑑条例（平成17年磐田市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第10条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第10条の2中「個人番号カードを使用して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項の規定により設定した暗証番号その他必要な事項を入力することにより」を「個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

磐田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 市長は、他の市町村との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約に基づき印鑑登録証明書を交付しようとするときは、当該市町村との協議により、前3項と異なる取扱いをすることができる。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条の2 第7条第2項及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）において、<u>個人番号カードを使用して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項の規定により設定した暗証番号その他必要な事項を入力することにより、</u>印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(削除)</p> <p><u>4 略</u></p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条の2 第7条第2項及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）において、<u>個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、</u>印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p>